

厚生労働統計の整備に関する検討会開催要綱

平成26年11月 1日

1 目 的

当検討会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）において今後5年間に講ずる具体的施策が示されたことを踏まえた厚生労働省所管統計について当該講ずる具体的な対応、並びにその他、厚生労働省所管統計の改善を図ること及びその体系的な整備について検討するに当たり、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とする。

2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」のうち、「第2 公的統計の整備に関する事項」部分に係る厚生労働省所管統計の調査方法、集計方法等の改善・充実策等。
- (2) 厚生労働省所管統計について、記入者負担等も考慮しつつ、政策立案者も含めた利用者のニーズに適合し、かつ、より効果的な調査の実施、調査結果の正確性、有用性及び認知度の向上等、統計の改善を図るとともに、その体系的な整備等。

3 構 成 員

構成員は別紙のとおりとする。

なお、構成員の任期は2年以内とする。また、構成員は再任されることができる。

4 運 営 等

- (1) 検討会は、統計情報部長が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

- (7) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (8) 検討会の庶務は、統計情報部企画課において行う。
- (9) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働統計の整備に関する検討会構成員

(五十音順、敬称略)

阿藤 誠	早稲田大学人間総合研究センター招聘研究員
阿部 正浩	中央大学経済学部教授
石川 広己	公益社団法人日本医師会常任理事
今田 幸子	元独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科医療情報経済学分野教授
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授
齋藤 英彦	国立病院機構名古屋医療センター名誉院長
土屋 了介	地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長
樋田 勉	獨協大学経済学部国際環境経済学科准教授
永井 暁子	日本女子大学人間社会学部社会福祉学科准教授
永瀬 伸子	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
野口 晴子	早稲田大学政治経済学術院教授
原 ひろみ	日本女子大学家政学部家政経済学科准教授